# SDGs実施指針 (SDGs Implementation Guiding Principles) (検討のたたき台)

平成28年9月

# (構成)

# I 本文

- 1 序文
- 2 現状の分析
- 3 ビジョンと優先課題(取組の柱)
- 4 実施のための原則
- 5 推進に向けた体制
- 6 フォローアップ・レビュー

# Ⅱ 付表

個別施策一覧

# I 本文

# 1 序文

(2030アジェンダに対する基本的な考え)

- 我が国は、2030アジェンダの策定に先駆けて、人間の安全保障に基づいた国際協力に取り組むとともに、保健、防災、女性といった持続可能な開発目標(SDGs)における中心的テーマを国際協力の軸に据えてきた。このような経験の蓄積に基づいて、我が国は2030アジェンダの理念や分野の策定において主導的な役割を果たしてきた。また、わが国は、国内においては日本再興戦略、ニッポンー億総活躍プランといった経済成長や社会作りにおける取組を進め、課題を克服しようとしている。
- このように、我が国はすでに、今後の世界における持続可能な経済・社会作りの先駆者、いわば課題先進国として、SDGsの実施に向けた模範を国際社会に示すような実績を積み重ねてきている。わが国は、SDGs実施におけるロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面における取組を進めていくことを目指す。

## (本実施指針の意義)

● 相互依存を深める現代の社会において、誰一人取り残されることのない、持続可能な世界を実現していくには、複雑に絡み合う経済・社会・環境の諸課題を、17個のSDGsのレンズを通して、国内と国外の双方で、統合的に解決していく必要がある。また、グローバルパートナーシップの下で、あらゆる主体が力を合わせて取り組むことが不可欠である。

■ この実施指針は、日本がかかる重要な挑戦に取り組むためのガイドライン。具体的には、政府が、①関係省庁一体となって、②あらゆるステークホルダーと連携しつつ、③広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくことを可能にするため、ビジョン、優先課題(取組の柱)、実施原則、推進体制、フォローアップ・レビュー、個別施策等を定めるもの。

# 2 現状の分析

#### (これまでの取組)

- 日本は、第二次世界大戦後、着実な経済成長を遂げ、世界に類を見ない発展した社会を 築き上げるとともに、政府開発援助(ODA)を始めとする発展途上国への支援等を通 じて、国際社会全体の繁栄に積極的に貢献してきた。
- その中で、持続可能な開発の達成にも、積極的に取り組んできた。

(例1) 1992年の「環境と開発に関する国連会議」の成果も踏まえ、1993年から94年にかけて、環境基本法及び環境基本計画を制定。環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会の構築に向けて取り組んできた。

(例2) 開発協力においては、1990年代から人間の安全保障を推進し、環境の持続可能性確保(目標7) を含むミレニアム開発目標(MDGs) の達成に積極的に貢献。

#### (現状の評価)

● 要すれば、既存の調査結果に言及しつつ、日本が極めて高い水準の発展を持続的に達成してきたことや、更に取り組むべき課題を記載。

- UNDPによる人間開発指数(HDI): 日本は最高位グループに属する(188か国中20位: 2014年)。
- ・ ODAの支出総額: OECD加盟国中、米・独・英に次ぐ第4位(2015年)。
- ・ 米独の研究機関が34の独自の指標に基づいて分析した結果(「持続可能な開発目標:豊かな国は準備ができているか?」(2015年9月))によれば、日本は、OECD加盟34か国中、SDG12(生産・消費)で最上位に位置し、SDG4(教育)やSDG15(陸上資源)でも相対的に上位。また、肥満率(SDG2関連)、平均余命(SDG3関連)、研究開発支出(SDG9関連)、殺人率(SDG16関連)といった項目でも上位を占める。一方で、SDG5(ジェンダー)では最下位グループに属している。
- それらの課題の中には、既に、日本が自らの重要な政策課題として掲げ、挑戦しているものも多数含まれているが、更なる取組の強化が必要である。本実施指針の内容は、かかる現状を踏まえ、17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものを示すとの観点から、日本の文脈に即して定める。

# 3 ビジョンと優先課題(取組の柱)

# (ビジョン)

● 本実施指針を通じて目指すべき社会の姿を記載。

### (優先課題 (取組の柱))

● ビジョンの達成に向けて、取り組むべき優先課題(取組の柱)を記載。これらは相互に密接に関わっており、どの一つが欠けてもビジョンは達成されないことを認識しつつ、優先課題(取組の柱)全てに、統合的な形で取り組む。具体的な施策等は、付表に記載される。

## 4 実施のための主要原則

● 上記の優先課題に取り組むに当たって重視する原則を記載する。

#### (例)

- ① 普遍性:国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む。
- ② 包摂性:誰一人取り残さない。脆弱な立場におかれた人々一人一人に焦点を当てる。
- ③ 統合性:経済・社会・環境の三分野の全てに、複数ゴール・ターゲットの相互関連性・相乗効果を重視しつつ取り組む。
- 4 参加型:あらゆるステークホルダーの参画を重視する。
- ⑤ 透明性と説明責任:取組状況を定期的に評価し、公表・説明する。

#### |5 推進に向けた体制|

#### (1)政府の体制

- 新たに内閣に設置されたSDGs推進本部が、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、 関係する施策を総合的かつ効果的に推進するための司令塔の役割を果たす。
- SDGs推進本部は、関係省庁と緊密に連携しつつ、特に以下の事項に重点的に取り組む。(なお、以下はいずれも2030アジェンダの実施に関する政府全体の取組に係るもので、個別施策に係るものはそれぞれの府省庁が行う。)
  - ・本実施指針の策定や見直し
  - ・本実施指針のフォローアップとレビュー
  - ・ステークホルダーとの意見交換や連携の推進
  - 2030アジェンダに関する普及啓発活動

## (2) ステークホルダーとの連携(SDGs推進円卓会議)

- 2030アジェンダの実施には、広範なステークホルダーとの連携の推進が不可欠である。このため、関係省庁とステークホルダーの代表から構成されるSDGs推進円卓会議を設置し、緊密な連携を図る。
- SDGs推進円卓会議以外にも、各分野におけるステークホルダーとの連携を奨励する (例:SDGsの環境側面の実施を推進するため環境省が8月に設置したステークホル

ダーズ・ミーティング)。

#### (3) 官民連携の推進

● 民間企業が有する技術や資源は持続可能な発展の達成に不可欠。既に一部の民間企業が SDGsを自らの本業に取り込み、ビジネスを通じて社会的課題の解決に貢献すること に取り組んでいる。政府としてこうした動きを歓迎するとともに、今後の2030アジェンダの実施に際して、民間企業との更なる連携の強化を図る。

#### (4) その他

- 2030アジェンダにおいてSDGsを国家計画や戦略に反映していくことが期待されていることから、関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsの要素を最大限反映する。
- 市民社会、学術界、議員、地方自治体等のステークホルダーによる取組とも連携を深め、 必要に応じて支援する。

## 6 フォローアップ・レビュー

- 我が国における SDGs の推進状況を的確に把握するために、今後、2030年までの間、 統計データを積極的に活用した上で、定期的にグローバル指標の国連報告を含めた本実 施指針の取組状況の確認や指針の見直し(フォローアップ・レビュー)を実施し、その 結果について適切な形で公表する。
- 最初のフォローアップ・レビューは2020年を目処に実施することを検討する。その際には、本実施指針の策定と同様に、広範なステークホルダーの意見を聴取する。
- 国連持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム(HLPF)の自発的レビューに、2017年に参加するとともに、その後も、本実施指針の取組状況の確認や見直しを行った後等の適切なタイミングを捉えて、積極的に参加することを検討していく。

(了)